N_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

O_{28} ＝ 0.0630

O_{29} ＝ 0.0631

O_{30} ＝ 0.06325

$O_{令元}$ ＝ 0.06314

$O_{令2}$ ＝ 0.06343

$O_{令3}$ ＝ 0.06362

$O_{令4}$ ＝ 0.06537

$O_{令5}$ ＝ 0.00374

$O_{令6}$ ＝ 0.00561

$O_{令7}$ ＝ 0.00946

P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$R_{令5}$ ＝ 0.01267

$R_{令6}$ ＝ 0.01816

$R_{令7}$ ＝ 0.02725

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地

O_n　流域下水道、公共下水道幹線管渠等及び農業集落排水施設の準建設改良費のうち地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費又は都道府県が行うこれらの事業に対する法令に基づく負担金に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

P_{27} ＝ 0.063

P_{28} ＝ 0.0631

P_{29} ＝ 0.0632

P_{30} ＝ 0.06339

$P_{令元}$ ＝ 0.06321

$P_{令2}$ ＝ 0.06354

$P_{令3}$ ＝ 0.06374

$P_{令4}$ ＝ 0.00261

$P_{令5}$ ＝ 0.00374

$P_{令6}$ ＝ 0.00561

Q_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下この表の都道府県の項において同じ。）（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、公共下水道に係る地方債の額に相当する額

R_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た下水道事業債広域化・共同化分（流域下水道への接続分以外）に係るもののうち、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水施設に係る地方債の額に相当する額

$S_{令5}$ ＝ 0.01267

$S_{令6}$ ＝ 0.01816

α　公共下水道事業に係る前年の３月 31 日現在における地